

○議長 辻本 一夫君

次に8番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。件名1、ヤングケアラーについて。

私の体験談を一言述べさせていただきます。ヤングケアラーという目新しい言葉を最近マスコミが頻繁に取り上げていますので、議場内の皆さんも御存じかと思います。私はヤングケアラーの意味と内容を知って、45年前、宮崎県の高校で1年生の担任を受け持った、一人の物静かな女生徒の記憶がよみがえりました。そのことについて少しお話しいたします。

その女生徒は入学当初から毎日のように遅刻し、また早退、欠席も多い生徒でした。私は家庭訪問を繰り返す中、母親は病弱で床に伏しており、弟、妹の世話をしていることを知りました。食事の用意、掃除、洗濯、母親の介護と気が抜けない毎日を過ごし、学校に来ていることを知りました。女生徒の中学時代の担任にも会い、家庭環境について状況を把握しました。

学期ごとに行なわれる成績会議では、教科のほとんどが3分の1の欠席であるため女生徒の名前が挙がり、私は担任として、職員会議で女生徒の家庭環境や遅刻、欠席の多い原因について説明をしたものです。いよいよ3学期の進級会議で、1科目でも3分の1以上の欠席があれば留年であることを生徒に説明。女生徒は頑張って登校し、何とか進級できたのですが、私は女生徒の家族ケアに対する支援を行うことはできませんでした。このたびヤングケアラーという言葉がクローズアップされたことで、その当時の記憶がよみがえり、頭から離れません。その女生徒は、まさにヤングケアラーであったと考えるのです。

では要旨について、一部追加して説明いたします。

家庭で両親や祖父母、兄弟姉妹の世話や介護などを行っている子供はヤングケアラーと呼ばれ、近年その増加が深刻な社会問題になっています。厚生労働省や文部科学省は昨年12月から今年の1月にかけて、初めて実態調査を行いました。その結果、中学生の5.7%、およそ約17人に1人がヤングケアラーであるとの調査結果を公表しました。

山本厚生労働副大臣は、共同プロジェクト会合で「調査結果に衝撃を受けた。子供らしい生活を送れず、誰にも相談できず1人で耐えていることを想像すると胸が締めつけられる思いになる。これまでヤングケアラーに着目した対策を打てなかったことが悔やまれる。」として、「即効性のある対策を急ピッチで検討する。」とコメントしています。これを踏まえて両省は、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトを立ち上げ、本年5月に報告書をまとめました。私は、我が芦屋町でもヤングケアラーの実態を早急に把握し、支援策を行うことが喫緊の課題であると考え、この場に立っています。そこで次の点をお伺いします。

(1) 町はヤングケアラーの実態について把握されておられますでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

お答えいたします。過去の事績や各学校へ確認をいたしておりますが、詳しくは申し上げられませんが、かつては幼い兄弟を保育園へ送り迎えをしていたケースがあったということでしたが、現在は議員御指摘のようなヤングケアラーはいないという報告を受けております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

17人に1人ということは、35人学級であれば最低でも1人ないしは2人ということが考えられるわけですが、この問題は家族のプライバシーにかかわる問題であることから、教職員もどこまで踏み込んでいいのか迷うことが多く、顕在化し難く、実際の解明が十分進んでいるとは思えないんですね。

私が最も深刻な問題は、そういう子は遅刻・欠席・早退等が多い子供に対しては、やっぱり最も深刻な問題は学業の支障であると考えます。また、不登校に発展するおそれもあります。そういうような子供がいたとしたならば、教師は今、小中学校は家庭訪問期間中があるのかどうか確認してはおりませんが、家庭訪問を通じて、そしてその子供の実態、そういうものを調べる必要がありますね。この時期に家事や家族の介護に追われることで、将来やりたいこと、学びたいといった希望がかなえられなくなり、子供の進路を大きく左右するし、人生のキャリア形成にも悪影響を及ぼすことになると思われまます。

一方、子供たちが苦しくて、本当に苦しくてSOSを出せないケースも多く、出したくても出せない、出しても相談相手になってくれる先生、特にですね、そういうのが上がっても分かっただけだと多く報告されています。また、中学校だけではなく、小学校の高学年生もヤングケアラーがいるということが報告されています。教育長も現役時代に、児童の中に家庭を支えながら登校する児童と接した御記憶があるのではなかろうかと思いますが、今ヤングケアラー問題は、少子高齢化、人口減少に向かっている芦屋町の将来を担っていく子供たちが当事者となっている深刻な問題であると考えます。したがって芦屋町の総力を挙げ、支援策に取り組むことが必要であると考えます。

そのためには芦屋町の教育業務従事者、介護福祉業務従事者、医療従事者、民生児童委員、区長、住民の皆さんに対し、ヤングケアラーの状況を知ってもらう必要があると思います。その上で、地域社会でヤングケアラーをサポートしていくための支援体制をつくって、本人への福祉サ

令和3年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

ービスを提案し、信頼と安心を与え導くことが肝要と考えますが、教育長、見解をお伺いしたい
と思います。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

今、妹川議員のお話を聞きながら、現役時代おられたんやないかなというような御質問があり
ましたが、自分の担任時代に——私は小学校なので議員の高校の状況とは違うかもしれませんが
ども、言われたように、母親が病弱で妹、弟さんが小さくて、家に帰ったら子供さんの面倒とや
はり食事のお手伝い、お世話をしないといけないということで宿題ができないと、そういった相
談を受けた記憶があります。しかし、女の子でしたけども一生懸命学校に来て、できる宿題はや
ってきた。とても頑張り屋さんだったので、何とかそういった家庭環境を——応援できることは
ありませんでしたけども、教育活動の支援はできる限りしていきたくったし、自分としてはした
つもりではありました。

そういった形で、議員がおっしゃることは本当に大切なことなので芦屋町としては当然考えて
いかなければいけませんし、小中の生徒指導委員会の中で、不登校の子供さんであるとかそうい
った問題を抱えている子供さんの情報は、小中学校で非常に共通理解が進んでいるというふう
に思っておりますので、そういった小中連携、生徒指導委員会の中での情報共有、それから小中の
先生方との協力あるいは問題を抱えた子供さんについてはケース会議等がありますので、あと役
場の中にも教育委員会と健康・こども課、福祉課等々の連絡もありますので、そういった総力を
挙げて、そういった子供さん自身に——どう言ったらいいんでしょうか、非はないと言いますか
社会全体の問題だと思っておりますので、そういったところは教育委員会として総力を挙げて、そう
いった子供さんの支援に当たっていききたいなという思いです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

このヤングケアラーの対策について、加藤官房長官は記者会見で「ヤングケアラーは表面化し
にくい構造になっていて、支援を検討するに当たっても、その実態を把握することがまず重要だ。」
と述べ、「今後の支援に向けた論点や課題などを検討していくことにしている。政府として実態も
踏まえ、ヤングケアラーの支援について検討していく。」と述べられております。

介護負担は、子供たちの就学機会の制限や、友人関係が希薄になり社会的に孤立してしまうこ
とが問題視されています。また周囲からは、家事を手伝うよい子、感心な子として認識されて真

令和3年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

面目な若者ほど家族を思い、介護・家事に携わり進学を諦めてしまうことが多く、深刻化していると指摘されています。適切な教育の機会の確保、心身の健やかな成長や発達を図るためにも、早期発見、早期支援、継続支援の仕組みづくり、とりわけ他の自治体が導入している相談窓口を設置し、幅広いサポート体制を目指すことが重要だと考えています。

その件について見解を求めます。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

議員御指摘のとおりだと考えておりますし、国のプロジェクトの報告書にもそのような記述があるということは認識しております。

ただ教育委員会といたしましても、まずは子供たちと一番触れ合う機会が多い現場でございますので、まずは児童生徒の小さな変化、遅刻だとか欠席だとか宿題を忘れたとか、そういう小さな事柄に注目をしながら、それらの変化に敏感に反応することでまず子供たちと接触を試みる。その上で、事実確認をした上で教育委員会にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどもいますので、そういう方々との連携、また、先ほど教育長が答弁いたしましたように町長部局側との協力体制もございますので、そういういろいろなケースに応じた支援策を考えていくべきものだというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

相談窓口はですね、幾つかの自治体でもう設置しておりますね。それから先ほど説明したように、子供たちはそういう介護してることは、親であれ兄弟であれ本人がケアするのが当たり前だと、家族だからということでSOSを出さない子供たちがいると、こう指摘されています。そういう意味では、毎月でしょうか、時々生徒に対して、児童生徒に対してアンケートを出されておるようですが、いじめの問題とか様々な中にですね、やっぱり家庭生活の悩みとかですね、そういうようなことまで含めたアンケートをですね、出すことがまた一つの方法ではないかと。そういうようなことでアンケートを出してる自治体もあります。あらゆる手を使ってですね、そういうヤングケアラーを見つけ出すといたしますか、それをやっていただきたいと思います。

そして、若年者にとってはですね、介護保険制度とか医療保険制度とか障害者福祉制度等については、非常に私でも本当に複雑で難解です。ヤングケアラーの立場に立った公的サービスの制度を活用しやすい支援体制、例えば他の自治体が制定していますヤングケアラー条例を視野に入

令和3年第2回定例会（妹川征男議員一般質問）

れて検討する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

国においてはプロジェクトチームの報告書を踏まえて、これから本格的な取組が具体化していくものと認識しております。議員先ほどから御指摘のとおり、ヤングケアラーの問題は家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないということなどなど、なかなか分かりにくい構造になっています。支援を行うに当たっても、まず福祉や介護、医療、教育といった様々な分野が連携して、アウトリーチにより潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要だという認識ではおります。その他方で、子供の中には家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをすることが生きがいになってる場合もあるということは議員御指摘のとおりでございます。

したがって支援を行う際には、まずはしっかりと子供さんのお気持ちになって寄り添い、支援が必要なのか、どのような支援が欲しいのかということについて、まずは児童生徒から適切に聞き取りなどを行うことが重要であると。その上での制度づくりが必要であれば、町長部局との協議をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

芦屋町は、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」というスローガンがあります。そういう17人に1人という数は少ないのか分かりませんが、やはりそういう子供たちが芦屋町を担っていくわけですから、精力的にですね、様々な機関を通して、まず町民の皆様はヤングケアラーということすら知らない方もたくさんおられると思うので、そういう広報等に、例えばこのですね、例えば「ケアラー支援は急務」、広報日野市、令和3年6月1日号には、「行政としての取り組みは立ち遅れており、全国に先がけてヤングケアラー支援の条例を策定して取り組みを始めた埼玉県にも学びながら日野市としても対応を進めてまいります。その際に、北海道栗山町の『ケアラー支援条例』に掲げた理念が基軸となることは間違いありません。」という、市長名で広報にですね、まだたくさんですけど、カットしておりますけど、そのような広報にもですね、LGBTと同じように広報に出されて進めていったらどうだろうかと思います。ぜひですね、精力的に進めていただきたいと思います。

じゃあ、その件は終わりました2件目にまいります。芦屋町地域防災計画について。

要旨を読み上げる前に一言説明します。私が住むはまゆう区は、4月に防災に関する出前講座を実施しました。役場の職員の方が見えられました。ありがとうございます。さらに、5月には遠賀郡消防本部職員を招いて講話会を開きました。住宅用火災警報器の設置が早期発見により大切な命を守る上で有効であり、また、消火器を設置し適切に使用すれば火災による被害を最小限にとどめることができることなど説明を受けました。私は、消防法や条例の設置基準に基づき、火災警報器や消火器の設置を町民の皆様に積極的に呼びかけることが重要であることを学んだ次第です。安心安全なまちづくりを目指すためにこの場に立ち、質問し、町の見解を伺いたいと思っています。要旨を一部追加して読み上げます。

芦屋町地域防災計画には、町民の生命、身体及び財産の保護、被害の最小化のため、災害の予防、災害時における応急対策、復旧・復興に関する一連の活動を適切に実施するための必要な事項が定められています。第2章の災害予防計画は、災害が発生する前の対策として「災害に強い組織・ひとづくりと応急活動のための事前対策」のための施策を体系化したものです。

その中に、「住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及を図るとともに、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法などについて啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器——これ住警器となっていますが、私たちは家庭の火災警報器のほうが読みやすいんですけど、ここでは住警器となっていますね。で、設置・普及促進を図る。」とあります。

このように芦屋町地域防災計画は、風水害、地震、津波、火災等様々な防災について必要な事項が定められていますが、今回、火災に絞って質問していきます。そこで次の点を伺います。

（1）家庭用消火器及び住宅用防災機器（火災警報器）の設置状況についてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

家庭用消火器及び住宅用防災機器（火災警報器）の設置の状況ですが、総務課及び遠賀郡消防本部で、家庭用消火器の設置についての現状は把握ができておりません。

住宅用防災機器（火災警報器）の設置につきましてもは遠賀郡消防本部に確認したところ、平成30年度は遠賀郡内で無作為に100件抽出し、芦屋町で25件を確認したところ設置率は96%、令和元年度は同じく遠賀郡内で無作為に321件抽出し、芦屋町で56件を確認したところ設置率は70%、令和2年度は遠賀郡内で無作為に341件抽出し、芦屋町で71件確認したところ設置率は62%でした。3年間の平均で、約70%が火災警報装置を設置しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

火災警報器は条例に基づいて設置をするようにという、罰則規定はありませんが義務づけられていますから、65～70%ぐらいの数だと思います。

実は私もですね、そういうことでありながら家がちょっと古いものですから、火災警報器つけてなかったんですね。それで早速ですね、これは消防署の職員の話聞いて、これはつけなければならぬと思ひまして、早速これ購入いたしました。三千数百円ですけどね。だから、あとの残りの35%ぐらいの家庭の方はつけてないし、つけてある方もですね、これは長くもちませんので、やはりこれについてはですね、積極的に消防署の方々と連携を取りながら80～90%を目指してほしいなというふうに思います。

そして、初期消火のための住宅用消火器がですね、把握されてないということですよね。で、私、20数件調べてみたんですが、団地の皆さんとかほかの方ですね。大体設置してる方は10%ぐらいですね。皆さん方はどうですか。なかなか設置されてないみたいだし、使用期間が10年間ですから、もう15年、20年たってるような家庭もあるようです。そういう意味ではですね、やはりそういう意味で、私も消火器は実はつけておりませんでしたので、つけてたというか古いのがあったので処分してしまいました。それで今回の講話を聞いて、これがあれですね、火消しスプレーなんです。これが900円なんです。だから、これを2～3本、3,000円、4,000円、5,000円するようなでっかい消火器があるわけですけど、これを2本ぐらいですね、設置してもいいかなと思ってます。

それで、消防庁の防災白書によると、住宅用火災警報器を設置されている場合と設置されていない場合を比べると、設置してある場合の死者数は4割少ないと。やっぱり、眠ってるときにですね、かなり、これ鳴らしてもいいんですけど、かなり大きな形で「火事だ、火事だ。」と、こういってですね、やりますので、これは目が覚めると思いますが、やっぱり逃げ遅れがないと。4割減と言われ、有効であることが証明されています。

それから、初期消火についてはやっぱり住宅用消火器が必要ではないかと。そういうようなことで、ある自治体では防火意識の向上と火災の被害を最小限に食い止めることを目的として、住宅用火災警報器及び家庭用消火器の設置を促進するために、設置費用補助制度を導入しているところがあります。私が調べたところ、3つの自治体がありました。直接お話をしました。「非常に普及率が高まっております。」ということでしたので（2）の質問で、被害の最小化を図るために設置率を高める方策として、芦屋町も設置費用補助制度を検討すべきだと考えますが、町の見解をお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

家庭用消火器や住宅用火災警報器の補助をというところを言われましたが、妹川議員が言われました住宅の火災警報装置については平成の18年から設置義務という形で、それより以前のところについては設置義務がないので、ついてないというところもあるのかなと。で、新築等につきましても設置義務になっておりますので、そこら辺は設置をして建築をされているという状況になります。

今、購入されているという金額的なところですね、消火器でしたら安い物では1,000円、あと大きい噴射式でいくと3,000円以内であるという形になりますし、警報装置につきましても3,000円前後で購入できるという状況でございます。そういう形で、比較的安価でホームセンターや電器店のほうで購入できるという状況でございますので、ここら辺につきましても、やはり自分の住宅は自分で守るところがありますので、補助制度については設置するということはいかなるものかという形で、今のところは考えてないという状況でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

今、私のほうから提案をしてですね、すぐに回答はいただけないと思いましたが、ぜひですね、やはり火災の発生を防止し、火災から命を守ると、安心安全なまちづくりという視点でですね、ぜひ金額の3分の1ないしは半分ぐらいを補助してはいますが、そういう形で検討していただけたらと考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。